

資料編

資料1 北秋田市環境基本計画策定の経過

平成28年3月23日・・・北秋田市環境基本条例制定

平成28年7月1日・・・北秋田市の環境に関する市民アンケート実施

平成28年10月14日・・・第1回北秋田市環境審議会（委嘱状交付式、諮問）

平成28年11月18日・・・第2回北秋田市環境審議会

平成28年12月16日～平成29年1月16日・・・北秋田市環境基本計画（案）に係る意見募集
（パブリックコメント）実施

平成29年1月25日・・・第3回北秋田市環境審議会

平成29年2月13日・・・北秋田市環境審議会からの答申

資料 2 北秋田市環境基本計画についての諮問

北秋生 100009

平成28年10月14日

北秋田市環境審議会
会長 湊屋 啓二 様

北秋田市長 津谷 永 光



北秋田市環境基本計画の策定について（諮問）

北秋田市環境基本計画を策定するにあたり、北秋田市環境基本条例第8条第3項の規定により、北秋田市環境基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

資料3 北秋田市環境基本計画の策定についての答申

平成29年2月13日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市環境審議会
会長 湊屋 啓二

北秋田市環境基本計画の策定について（答申）

平成28年10月14日付け北秋生100009で諮問のありました北秋田市環境基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として妥当なものと認めます。

本計画の作成に際しては、市民・中学生・事業者へのアンケートや、パブリックコメント等を通じて多くのご意見をいただきました。本計画では、目指すべき環境像を「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」とし、4つの基本目標を掲げ、それぞれの目標において、市民の環境に対する意識の向上を目標値として設定しております。

市民の環境に対する意識の向上を目指すべく、市長におかれましては、本計画を十分にご配慮の上、本計画に盛り込まれた施策の確実な推進と、計画の進捗状況の点検及び評価、改善によるPDCAサイクルを活用した適切な進行管理が実行されますよう、格別のご配慮をお願いいたします。北秋田市を取り巻く様々な環境問題の解決に向け、市民、事業者、行政が協力・連携して取り組むことを期待します。

資料 4 北秋田市環境審議会委員名簿

任期：平成 28 年 10 月 14 日～平成 30 年 3 月 31 日

区 分	氏 名	職・所属等
会 長	湊屋 啓二	米代川の環境を守る会 会長
副会長	庄司 浩久	秋田県北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課 課長
委 員	石川 仁司	北秋田市自治会連絡協議会 副会長
委 員	大川 正行	大館北秋田森林組合 参事
委 員	佐々木 敬子	北秋田市連合婦人会 副会長
委 員	佐藤 淳一	鷹巣農業協同組合 総務課長
委 員	高橋 誠博	あきた北央農業協同組合 総務課長
委 員	千葉 昭平	北秋田市観光物産協会 専務
委 員	畠山 好子	秋田県生活衛生同業組合北秋支部連絡協議会 会長
委 員	藤本 忠	北秋田市商工会 会長
委 員	松岡 福太郎	北秋田市不法投棄監視員
委 員	松橋 久司	北秋田市教育委員会 総務課長
委 員	山内 幸雄	北秋田市土地改良区 事務局長
委 員	山野内 キミ子	鷹巣消費者の会 会長

(敬称略、会長、副会長以外は 50 音順)

資料5 北秋田市環境基本条例

北秋田市環境基本条例

平成28年3月23日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによつて行うものとする。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が生態系などの地球全体の環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (4) 環境の保全及び創造を推進するため、市、事業者及び市民が協働することができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、北秋田市環境審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように配慮するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進するものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第16条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第19条 市は、監視、測定等の実施により生態系などの環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制を整備するものとする。

(国、地方公共団体及びその他団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国、他の地方公共団体及び民間団体とも連携し協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、北秋田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 北秋田市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

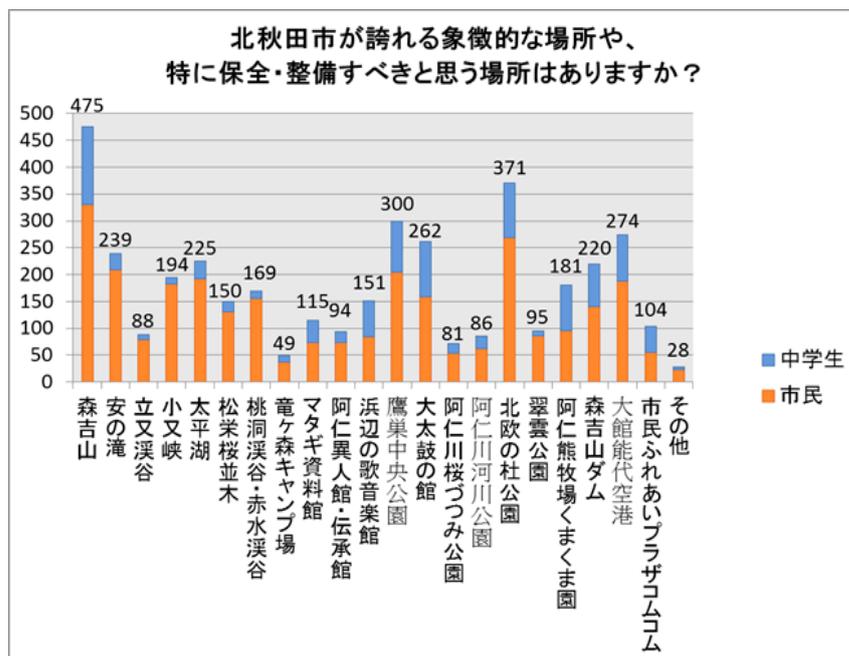
資料6 環境に関するアンケート結果（その他の意見）

本計画の策定にあたり、本市の環境についての感じることや、関心のあるものなどについて市民の意見を取り入れるために、択一式のアンケートを実施しました。その結果については、本計画の第2章に掲載しておりますが、アンケートの中には、択一以外のその他意見や、環境に関して感じることなどを自由記載していただく設問があり、非常にたくさんの意見を回答いただきました。

以下に、回答いただいた意見を取りまとめたものを掲載いたします。これら市民の貴重な意見を真摯にうけとめ、本計画の基本目標や理想となる環境像の実現のために、必要な施策を実施してまいります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

※一部表現の変更や、同様の意見などは取りまとめて記載しております。

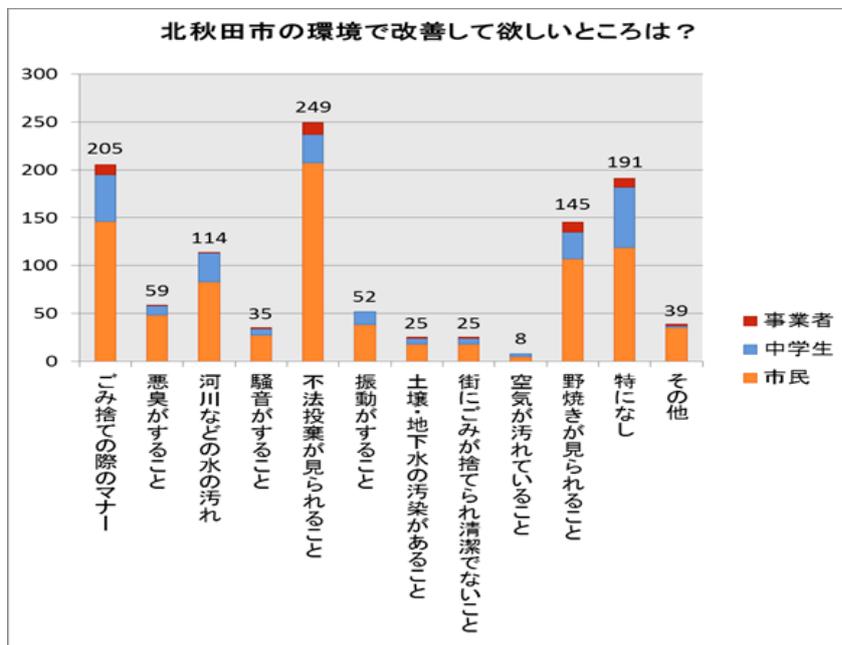
問 北秋田市が誇れる象徴的な場所や、特に保全・整備すべきと思う場所はありますか？



その他回答：

伊勢堂岱遺跡／鷹巣陸上競技場／鷹巣児童公園／加羅陀仙様／摩当沢遺跡／逆さ杉／鷹巣駅／米内沢スキー場／内陸線の大又川橋梁／十段の滝／うさぎ滝／根子番楽／獅子舞／温泉施設／大平湖までの道路／鳥獣センターまでの道路／けやきの木／公園の遊具／鷹巣体育館／阿仁菖蒲園／奥森吉の整備／慶祝公園／陸上競技場／胡桃館遺跡／商店街の屋根

問 北秋田市の環境で改善して欲しいところは？



その他意見：

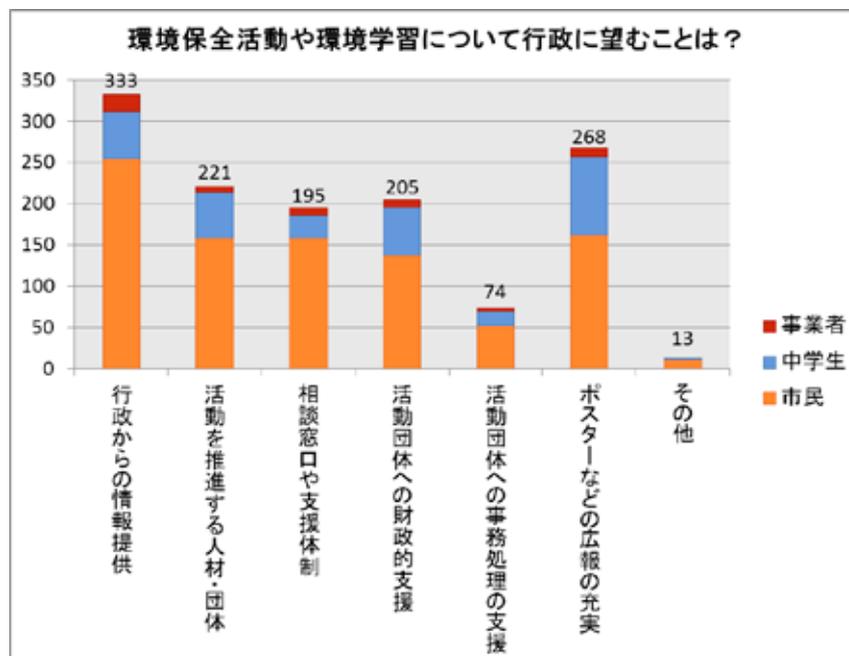
草刈りの音・におい／大きいゴミの収集がないこと／車道・歩道の雑草／空き巣／カラスのふん／野良猫・捨て猫が多く不衛生／犬のふんの後始末／無料回収所などの鉄くずの山／道路沿いにごみが多い／河川敷のごみや雑草／空き家・更地の管理／排水溝が草で詰まっている／道路の舗装がされていないところが多い／下水道が完備されていない地区の悪臭／阿仁菖蒲園がなくなり手入れがされていない／まち並みが駅前でも寂しい／河川の周りの樹木の伐採／松栄桜並木の枝や害虫駆除／外灯の増設／下水道の整備／公園の清掃

問 日々の生活の中で環境に配慮した行動をしていますか？

その他意見：

買い物の際にエコバッグを使用している／雑草の除草を実施している／太陽光を利用している／公共交通機関をなるべく利用している／物を大切にする／ポイ捨てはしない／エアコンを使わない

問 環境保全活動や環境学習について行政に望むことは？



その他意見：

若い世代に対する教育、意識改革／公務員が積極的に参加して欲しい／学校や職場に環境整備してもらい学習につなげる／巡回をしてほしい／何が行われているかまったくわからない／個々でやっていれば、このような活動は必要ない／学校行事としてゴミ拾いなどを取り入れる／もっといろいろな建物を建ててほしい

問 環境についての意見（地域の環境について感じる事・問題点・将来への展望など）

公共交通機関の運行数が少なく不便・利用できない／川遊びができるような環境保全をしてほしい／一人暮らしや空き家が多く活気がない／ゴミの散乱がひどい／素晴らしい自然があるが交通機関が整備されていない／道路がデコボコで困る／環境保全重視の町づくりを実施してほしい／老後で車の使用ができなくなった時の移動への不安がある／まちに空き地や空家が増えた／土砂や流木等の堆積物が多い／2～3メートルのごみも分別して出せるようにしてほしい／刈った草を野ざらしにしている／安ノ滝の整備をしてほしい／単身者や若い世代のクリーンアップなどへの参加率が悪い／少子化が進んでいる／コンビニのゴミ箱に車からわざわざゴミを捨てる光景を目にする／車から火のついた煙草や吸い殻のポイ捨てを見かける／山の斜面や河川敷に粗大ごみが捨てられている／花見の時期に素敵で中央公園があるのに観光客が訪れていないように思うので、ネットでのPRで全国各地から集客して、収入がおりるような催しものがあったりすると活性化につながると思う／内陸線があるのが助かる／交通量が増えたことによる

空気汚染を感じる／子供のころから環境に対する意識を植え付ける必要を感じる／カラスが多く糞の被害がひどい／ドラム缶のゴミ焼きが見られる／墓参りの菓子の置き去りが見られる／野良猫が多い／全体的に道が狭いので広い歩道・自転車用道路を作ってほしい／通学路が狭くて危険／中心市街地でも空気の汚染や騒音が少なく良い／ゴミ捨てるのマナーなどを守るなど一人ひとりが配慮していけばいいと思う／作られない農地が荒れて目立っている／道路の舗装がきれいにできていなく穴で困る／市民全体で意識を深めることができるように、身近なところでの環境学習の場があればよいと思う／鷹巣中央公園を整備し活用して欲しい／高齢化が進んでいるのに対し、公共交通機関が少ない／商店も少なく買い物が不便／静かで住みやすい／ごみの分別が難しい／工場から悪臭、騒音がすることがある／道路に生ごみを不法投棄する人がいる／自然で遊べるところを街に作ってほしい／過疎化、人口減少に対応して欲しい／空き家や空き地の雑草などの手入れができていない／環境保全の意識を持っている若者を増やすために環境教育・ボランティア活動を増やしてほしい／高齢者の便の良い街にして欲しい／不法投棄が多い／不法投棄などについて厳しい条例を制定した方がいいと思う／ボランティアなどの活動機会が少ないと感じる／産業を増やしてほしい／きれいな空気と水を守っていくべき／景観を損ねるため空き地に太陽光発電施設を建設しないでほしい／若者などを呼び込めるように、街路樹を桜にするなど、景観がきれいになる街づくりをしてほしい／災害が少ないと感じる／川で泳げるような水質になってほしい／田畑に不法投棄が見られる／公園が少ないと思うので子供たちが地域の人と触れ合えるような場所がもっと欲しい／地域で片づけるために不法投棄専用のゴミ袋がほしい／道路脇が草刈されておらず、道路脇の側溝の泥も管理がされていない／川で遊ぶ子供がへってさみしく思う／合川まつ火などの祭を続けていってほしい／各地域の指定文化財などの広報をしてほしい／自然に囲まれた風景が良いが、山林の伐採が多く心配である／若い世代の働く環境が必要である／空き家や更地の管理を適正にしてほしい／生活排水が川に行き川の水が汚い／子どもが遊んだり運動できる屋外の場所が欲しい／クリーンアップの回数も増やしてみてもいい／トンボやホタル小魚などを見るのが減った／今ある観光スポットにもっとたくさん人を呼べたらいいと思う／外で遊ぶ、緑と触れるような家族・子供向けのイベントがあればいいと思う／内陸線の利用を促進するためにも、駅をうまく活用できればいいと思う／悪臭が酷い箇所がある／河川の木が多く景観が悪い／除雪をもっと丁寧にしてほしい／排水溝に落葉した葉が詰まるのでこまめに掃除して欲しい／ごみの分別が細かくていいことだと思う／雇用が少ない／ボランティアなどの活動団体が増えて地域を盛り上げたりできる機会が欲しい／森吉山の宣伝をもっと県外へ発信すべき／小又峡や太平湖などへもっと行きやすく道路を整備して宣伝もあると行きやすい／工場の騒音がおおきい／若い人たちが働ける場所が増えてほしい／若い人が安心して結婚し子供を生み育てられる市になってほしい／道路脇の除雪ポールをはずさないところが危険／廃屋の処理をしてほしい／熊が増えている／ごみの収集で旧町により違いがある／米代川河川敷を整備して桜並木にするなど市民の憩いの場となるような整備をしてはどうか／様々な施設（公園など）を新設した場合、それが北秋田市の一つの名所として継続できるようにアフターケアにも留意していく必要があると思う／車社会の今、排ガスと騒音対策に力を入

れるべき／電気自動車を普及させるべき／自転車の利用を推進すべき／内陸線と観光地やイベントとの結びつけが活性策だと思う／空き家が増えているので転入者には数年無料で貸すなど、子育てにしても保育料を無料にするなどの施策をしていくべき／自然環境も大事だが、娯楽、スポーツ、商業施設等についても整えていくべきと考える／多目的グラウンド、サッカー場、テニスコート、野球場、野外ステージ、アリーナ、会議室、宿泊所を備えるなど、大学や実業団のスポーツ合宿、研修合宿、交流会などへの利活用ができる大きな施設を整備すべきと思う／看板案内が古かったり、壊れているのがある／北秋田市の自然環境はテレビやインターネットなどの広告方法を使いもっとアピールできる／山林の隆盛がはげしく景観が悪くなっているように思う／すばらしい環境を保全していくため、市民全員で良い方向に持っていきけるようにしたい／小さなことからでも環境を維持するため取り組みたい／観光地など、どんな所なのか場所などもっとアピールしてほしい／若い人たちの集い語らう場として、喫茶店・軽食などの場が必要だと思う／中央公園の駅伝コースが穴だらけで足を痛めるので、細かい碎石を入れるなど整備してほしい／市民の生の声を聞いて語られる場がもっとあれば良い／地域の環境活動に参加する人が年々少なくなっている／公園では桜以外のイベントを増やして欲しい／夜道が暗いので防犯灯等を増やして欲しい／自動車の山への乗り入れの規制や山の車道を無くすなど、自然な状態にする事が都会からの観光には好まれると思う／ルールや規制などはわかりやすく周知して欲しい／大型車通行時の振動が激しい／野生動物が以前よりも多く見かけるようになった／伝統行事がたくさんあるが継承する若者が少ない／道路脇の樹木等により、暗く感じたり、日陰になり冬期間に路面凍結になり危険である／下水道が整備されていないのもっと整備して欲しい／商店街にアーケードは必要ない／空き店舗を駐輪場や駐車場利用できないか／受動喫煙防止の対策をすべきである／洪水の心配があるので河川の整備をしてほしい／熊対策をお願いしたい／外国人は増えないでほしい／東大橋や西大橋の景観はすばらしい／森林の間伐を進め、手入れが行き届かなくなった林地の対策をしてほしい／下水道設備や除雪の区域などは全市的な整備をしてほしい／分別のメリットが分かりづらい／公園を健康増進の場に役立ててほしい／高齢化により粗大ごみの処理が出来ないので、収集をしてほしい／除雪経費の一律補助（支給）をお願いしたい／環境について市民が話し合えるようなイベントや場がほしい／環境を大切に自然を生かした体験型の観光等の発信／節電・節水のための情報提供／シャッターがしまったままになっているお店が多い／地域の人にあいさつをすれば、あいさつし返してくれるのでいいところだと思う／商業施設がもっと欲しい／空き家の活用として北秋田市のほこれる自然の写真を展示するようなどころにすればいいと思う／野焼きをやめてほしい／伝統物があることは好ましい／学生が環境の活動に関わることができる活動をしてほしい／古くからの伝統を後世に残してほしい／生活排水を川へ流さないでほしい／水環境がよくなりアユなどが増えれば、外からの釣り人が増え地元経済への貢献もあると思う

資料7 用語解説



アイドリングストップ

自動車の停止時にエンジンを止め、燃料消費を少なくすること。その機能をもつ車の装置。

アジェンダ21

1992年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミットで採択された21世紀に向けての環境保全行動計画。開発と環境保護を両立させるため、各国がなすべきことをまとめた行動計画（アジェンダ）。

一般廃棄物

主として産業廃棄物以外の家庭から排出される生活ごみ、し尿等の廃棄物をいう。

ウォームビズ

秋季、冬季には厚着をすることによって、暖房設備のエネルギー使用量を減らそうという運動。「ノーネクタイ、ノージャケット」の軽装を勧めた夏の「クールビズ」の秋冬版。

エコ（ECO）

エコロジーの略。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和をめざす思想。

温室効果ガス

大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素（CO₂）のほかに、メタン（CH₄）、フロン、亜酸化窒素（N₂O）なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が大きいとされる。

カ

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

簡易水道

給水人口が 101 人以上の都市や集落へ飲料水を供給するシステムを「水道」といい、そのうち、給水人口が 5,000 人以下のものを「簡易水道」という。

環境放射線

人間の生活環境にある放射線。広義には人間が受けるすべての放射線。狭義には患者が医療上受ける放射線と作業者が職業上受ける放射線を含まない。

COOL CHOICE（クールチョイス）

2015 年安倍首相が国民運動として始めることを表明した「次世代の暮らし方」として選定した地球温暖化を防止するためのアイデアや行動を推進する国民運動の名称。省エネ家電の購入や公共交通機関の利用などを通じて、温室効果ガスの排出削減を家庭や職場で実践するという取り組み。

クールビズ

地球温暖化対策や夏期の電力不足の解消効果をはかり、環境省が推奨している夏のビジネス用軽装の愛称。夏の間、室内の冷房温度を 28℃程度に設定しても効率的に働けるように、体感温度が 2 度程度下がるとされる「ノーネクタイ、ノージャケット」スタイルで活動することを意味する。ビズはビジネスの略で、クールに「格好良い」と「涼しい」の意味をもたせている。

公共下水道

市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道。終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

耕作放棄地

以前は畑として耕され農作物が生産されていたが、現在は耕作地としては使用されておらず、今後も農作のためには使用されないと見なされる土地。現在耕作されておらず、利用程度が周囲の他の耕作地よりも著しく低い農地は「遊休耕地」とも呼ばれる。

COP21 (コップ 21)

国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議の略称。先進国だけに対策を義務付けてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みをめざしたもの。

サ

最終処分場

ごみ焼却場から出る灰や破砕処理場から出る不燃物、再利用や再資源化がむずかしいごみ、廃材、不用品、汚泥などを処分する施設。

再生可能エネルギー

半永久的に自然界から得られ、継続利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料やウラン燃料などと異なり、自然の営みによってエネルギー源が絶えず再生・供給されるため、こうよばれている。太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス（生物資源）などがある。

産業廃棄物

工場等における事業活動に伴って生じる、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の 19 種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの汚染物質を取り込んで酸性を示す雨。雨は一般に二酸化炭素（炭酸ガス）を吸収して微弱な酸性を示すが、都市圏や工業地帯では大量の酸性の汚染物が排出されるため強い酸性を示す雨がみられる。湖沼、土壌、森林の生態系などに影響を与える。

循環型社会

環境への負荷を減少すべく、自然界から採取する資源を少なくし、持続可能な形で循環させることによって、廃棄されるものを抑える社会。生産、消費を抑えることでごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R（Reduce、Reuse、Recycle）を国として積極的に推進している。循環型の生活を提唱する、エコロジーやスローライフといったライフスタイルとしても浸透してきている。

浄化槽

トイレの汚水や生活雑排水を下水道へ直接放流できない地区で、汚水などを微生物の活動を利用して下水道へ放流できる状態まで浄化する設備。

上水道

給水人口が101人以上の都市や集落へ飲料水を供給するシステムを「水道」といい、そのうち、給水人口が5,001人以上のものを一般的に「上水道」と称している。

食品ロス

食べられるが廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、飲食店や家庭での食べ残しなど。

水源かん養

森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させることにより、洪水を緩和し河川を安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように、森林の存在が川の流量や水質を社会に適す状態に変えてくれるはたらきのこと。

3 R（スリーアール）

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。リデュース (Reduce 廃棄物の発生抑制), リユース (Reuse 再使用), リサイクル (Recycle 再生利用・再資源化) という英語の頭文字をとった言葉。発生源からごみを断つという意味で、リフューズ (refuse ごみになるものは買わない) を加えて、4 R と呼ばれる場合もある。

生物多様性

人類をも含む約 3 千万種と言われる地球上の生物が、互いに結びつきバランスをとりつつ存在している状態をさす。

夕

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすとされる。人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス等が原因であるとされ、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

低公害車

排出ガスを出さないか、あるいはその量、騒音等も少なくするように開発された自動車。電気自動車やソーラーカーなど。

ナ

農業集落排水

農村のし尿や生活排水を処理する施設、またはその整備事業のこと。下水道よりも小さい数集落単位の規模で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻す。

野焼き

廃棄物を野外で焼却すること。枯れ草やわらを燃やして灰にし、肥料として使う。燃やさずに肥料にすると酢酸などが出て、水はけの悪い田んぼでは稲の根などを傷つけることがある。ただし、野焼きは廃棄物処理法などで原則禁止されている。

ラ

リターナブルびん

ビールなどのメーカーが酒販店などから回収し再利用する瓶。ビール瓶や一升瓶など。返却すれば容器代が払い戻され、洗って繰り返し使用(リユース)できる。使い捨て瓶より環境への負荷が低くなる。

レッドデータブック

レッドリストに選定された野生生物について、分布、生息・生育環境、生息・生育状況、絶滅の要因、保全対策などをとりまとめたデータ集。

レッドリスト

野生生物について生物学的観点から絶滅の危険性を評価し選定したリスト。